

有識者懇談会運営小委員会
委員長 伊藤進一郎殿

平成 20 年 5 月 21 日

委員 大川博通

第 4 回までの小委員会及び第 2 回までの懇談会結果に対する、小職の所感・意見を元監査法規委員会委員長として監査役監査基準をまとめた立場から、監査役(会)機能の実効性を確保するために検討すべき事項を中心に下記申し上げます。

記

監査役が職責を果たし、機能するためには、市場・経済界一般の（監査役の果たす役割と重みについての）理解及び取締役(執行部)の（監査役監査の有用性に対する）認識と監査役の（不作為に対する責任の）認識を深めることが肝要と思うが、その為には、監査役をいま少し追い詰めたものにする必要があるのではないかと思う。

その意味で、

[I] 日本監査役協会が制定した「監査役監査基準」のあり方・扱い方について検討する。

[II] 日本独特の制度である監査役制度が、企業の健全性に更にその機能が発揮され、市場からの信任が得られやすいものとし、国際的に納得性を得られるものとするべく検討する。

(1) 監査役（監査役会）の資格・役割・機能について修正する事が望ましい事項と (2) 監査役（監査役会）の責任・義務の明確化を図るべき事項とに分けて考察し、「立法化が望ましいもの」と、「立法化までの必要性はない或いは立法化に馴染まないが、東証など取引所の規則等で規制することが望ましいもの」とに分けて検討する。

[I]

「監査役監査基準」：現在協会によって策定されている監査役監査基準は内容的に「内外から評価される監査実務のあり方」を明示したものであって、各企業当事者が本基準に従って職責をはたせば、監査の実効性があるものと考えられるが、本基準はあくまでも任意のものであって、それ自体規範力を持たない（会社法では、本基準の内容が織り込まれた部分があるが）。そこで取引所の規則等で、各企業が（本基準に準じた）監査役監査基準を制定することを促し、監査報告でその有無を明記させ、制定しない場合は、理由を示させるなど規定したらどうであろうか。（規範力を持たせることは、監査役の責任が重くなることを意味する）

[II] (1)

- ① 監査役の資格について：現在社外監査役に要請されている社外性に加え、市場の要請に応えるためには、各国の事例を踏まえ独立性（社外性の実質要件）を一段と加味したものとする必要があろう→立法化が望ましいが、少なくとも取引所の規制事項とすることが望ましい。
- ② 常勤監査役について：監査役の法的職責は、常勤であれ、非常勤であれ、そこに差異はなく、その意味では取締役と同様、本来的に常勤者を法的に求めることは如何かと思う面もあるが、取締役の中で日常的に業務執行を行う（常勤）業務執行取締役に対応し、日常的に業務執行状況を独立の立場から株主の委任を受けて監査（監視検証）する常勤者を法的に規定することは、その実効性から、又実務的にも現段階では望ましいと考えられることから、常勤者を法定している規定を改定する必要はないと判断する（協会は、委員会制度導入の際に、監査委員についても常勤者を規定するように立法当局に意見具申している）。一方常勤者を複数化するかどうかについては、現状では複数化を法的に規定する必要性はなく現行同様各企業の判断に任せてよいと思うが、複数の場合は1名は社外（独立）監査役とする（或いは望ましい）ことを取引所規則で規定することはいかがであろうか。
- ③ 監査役会及び議長のありようについて：監査役がそれぞれ一つの機関として存在する現行の独任性（監査に必要な各種調査権、監査権限は個々の監査役に属する）はそれなりの意味（伝家の宝刀的な意味を含めて）があり、現段階でこの枠組みを変える必要性はないと考えるが、上場企業においては監査の効率性、責任の分担、執行部（取締役）に対する働き掛けを有効に行う必要性からも、計画的・組織的監査が更に重要になるとの観点から監査役会を中心とした監査体制に出来るだけ移行することが望ましい。（実務はそのようになりつつあるし、欧米市場関係者の理解も得られやすいのではなかろうか。）その場合、議長が「要」となることが実務的にも明らか故、議長の資格要件（上記①の独立性を加味した社外監査役とするなど）とその役割・義務・権限を（欧米のケースなどを参考にして）明確にすることが望ましいと考える。→資格要件は立法化も考えられようが、全体的には、取引所の要請事項とすることはどうであろうか。
- ④ 監査役会の役割：上記③を踏まえて、今回討議の項目となっている各項目を含め会社と株主の利害が衝突する諸問題について相応の役割を果たすべく立法化乃至取引所規定事項とすることが考えたらどうであろうか。
- ④-1 米国における訴訟委員会の受け皿としての監査役会：大杉先生のまとめにもあったが、協会としては、先の会社法制定時に、「代表訴訟において、監査役会意見を裁判所に提出して裁判所の訴訟継続の可否の決定要素とさせる」制度の導入を求めた経緯もあり、本件を再度検討、提言することはどうであろうか。

- ④—2 買収防衛策—第三者委員会：株主から委任をされておらず法的責任義務のない第三者によるものでなく、社外取締役・社外監査役及び監査役会が指名する者（独立性が高く、専門性の有る者）によって構成される委員会（委員長は上記③の社外独立監査役会議長）が意見を表明することを取引所規則で規定付けたらどうであろうか。
- ④—3 大規模第三者割り当て増資：監査役会意見を取引所に提出することを取引所規則で義務付けたらどうであろうか。
- ④—4 親子上場会社取引については、それぞれの監査役会が取引についての適正性についての意見表明（対取引所）を義務付けたらどうであろうか。

[II] (2) 監査役（監査役会）の責任・義務の明確化

- ① その為には、監査役活動及び意見の適切な開示をもっと具体的に行わせるべく義務付ける必要があるのではなかろうか。→取引所規定
 - ①—1：四半期ごとに執行部が行う開示に監査役も意見表明を行う。第1四半期の際は、期初策定の監査方針・監査計画・重要な監査項目・各監査役の分担等を明示する。
 - ①—2：監査報告には{[I] 監査基準の有無／上記監査方針・監査計画・重要な監査項目・監査役の分担／会計監査人との関係／上記[II] (1) ①—④に係る各項目に係る結果}などを明記する。（必要に応じ付属の形での添付）
- ② 監査役会議長の役割・権限・義務の明確化→立法化？
- ③ 常勤監査役の役割・義務の明確化→立法化？

以上